

議案第178号

地方債の起債に関する許可の申請について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の7第1項第4号の規定により地方債を起すことについて、下記のとおり総務大臣に許可の申請をするため、同条第3項の規定により議決を求める。

平成26年9月22日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 起債の目的 埼玉高速鉄道株式会社の経営の再構築に伴い市が負担する必要がある同社の借入金に係る損失補償に要する経費の財源
- 2 限度額 1,444,600,000円
- 3 起債の方法 普通貸借又は証券発行
- 4 資金 市場公募資金又は銀行等引受資金
- 5 利率 年5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。）
- 6 償還の方法 債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。